

東京都住宅生産事業者等技術習得支援事業補助金交付要綱

平成 14 年 9 月 24 日
14 住 民 計 第 132 号
住 宅 局 長 決 定

(通則)

第 1 条 東京都住宅生産者等支援事業補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、中小住宅生産事業者等の団体が、経営の合理化や技術力の向上を図ることを目的に実施する講習会等に対し、経費の一部を補助することにより、良好な住宅ストックの形成と保持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、「中小住宅生産事業者等の団体」とは、「東京都地域住宅生産者協議会」をいう。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、技術者の育成支援に関する事業で、次に掲げるものとする。

- 一 バリアフリー、リフォーム、環境共生、シックハウス、情報化住宅等の新しい技術に関する事業。
- 二 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法に関する事業。
- 三 建設系廃棄物の処理及びリサイクル推進に関する事業。
- 四 その他技術者の育成等に関する事業。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）補助事業に要する経費のうち、別表に掲げる項目とする。

(補助金の額)

第 5 条 東京都が交付する補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内かつ 500 千円以内の額とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 東京都地域住宅生産者協議会の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金を受

けようとするときは、別記様式第1に關係書類を添えて知事に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、別記様式第2により代表者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該決定に条件を付すものとする。

(承認事項)

第8条 代表者は、補助金の交付の決定後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第3により知事に申請し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更で補助金の額に変更を生じない場合は、この限りでない。

2 代表者は、補助金の交付の決定後において、特別な自由が生じたことにより補助事業を中止するときは、別記様式第4により知事に申請し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 代表者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記様式第5により知事に実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、完了実績報告書の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第6による代表者に通知する。

(補助金の交付及び請求)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該確定金額を交付するものとする。

2 代表者は、補助金の交付を受けるため、前条による補助金の額の確定通知を受け取った後、速やかに別記様式第7による請求書を知事に提出するものとする。

附則

この要綱は、平成14年9月24日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

経 費 区 分	内 容
報償費	講師謝礼
一般需用費	テキスト等印刷製本費等
使用料及賃借料	会場借上 自動車借上 物品その他の借上等使用料及賃借料